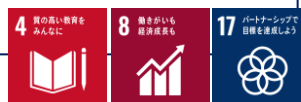


第5章 目標実現のための施策

1. 【横断的取組】

基本目標 1. 環境保全に係る地域の基盤づくり



・現状と課題

本市は、これまで環境教育に関する取組としてカーボンニュートラルセミナー、環境教育講座や出前講座の実施、環境情報の提供に関する取組として市の広報を利用した啓発、市民参加による活動に関する取組として道路等における環境美化活動や海域での清掃活動などの環境保全活動に取り組んできました。

しかし、市民アンケート調査結果では、環境保全活動に取り組む上での課題として、「内容がわからない、イベント等の開催を知らない」など活動に関する情報不足が挙げられます。また、市民は「環境に関する情報提供」、「こどもに対する環境教育」、「環境配慮設備への補助金などの財政的支援」など行政に対する環境保全施策を期待していることから、更なる環境教育・学習の場を創出し、市民総参加のもと環境保全活動を強化していく必要があります。

事業者アンケート調査結果では、「環境美化活動への積極的参加」、「清掃活動」など環境保全対策に取り組んでいる一方、「対策を行うための資金がない」、「人材・人員の不足」、「環境問題の現状や対策に関する情報がない」など環境保全対策上障害となっています。

また、従業員に対する環境保全の社員教育の実施についても、「実施していない」と回答した事業者が約70%となっており、社員教育の実施状況についても課題があります。

以上より、環境情報の提供、環境教育・学習の場の創出、市民総参加による活動の推進の 카테고리ごとに主体別・具体的取組内容を以下に示します。

(1) 環境情報の提供

環境情報を提供する具体的取組内容は、表5-1に示す通りです。

表 5-1 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①環境情報を広報誌や市ホームページに掲載し広報活動の充実を図ります。			●
②ケーブルテレビやインターネット等を活用した環境情報の提供に努めます。			●
③住宅用太陽光発電設備等や宅配ボックスなど環境配慮設備等への補助金などの財政的支援を検討します。			●
④市民および事業者の環境保全に関する知識の普及を図るため、イベントの開催等の活動を推進します。			●
⑤本計画の進捗状況をまとめた「環境報告書」を作成し、広く市民・事業者へ公表します。			●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(2) 環境教育・学習の場の創出

環境教育・学習の場の創出における具体的取組内容は、表5-2の通りです。

表 5-2 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①環境に関する講座・教室等の充実を図り、市民および事業者に対して学習の場の提供を推進します。			●
②学校における環境教育・学習の一層の推進を要請します。			●
③環境教育講座やカーボンニュートラルセミナー、出前講座などイベントを開催・実施します。			●
④地域の各種団体等に対して、出前講座（例：環境キャラバン隊）を活用する等環境学習への積極的な取組を働きかけます。			●
⑤環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。			●
⑥SDGsで提唱されている地球規模での環境問題について、ESD [*] の視点を取り入れた環境教育等を通じて市民への周知・啓発に努めます。 <small>※持続可能な社会の担い手を育てるための教育として、地球上の様々な問題を解決するため、自ら考え判断し、他者と力を合せながら行動していく力を身に付けるための学習のこと。</small>			●
⑦本計画の進捗状況をまとめた「環境報告書」を作成し、広く市民・事業者へ公表します。			●
⑧上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(3) 市民総参加による活動の推進

市民・事業者すべての参加による活動として、具体的取組内容は表5-3の通りです。

表 5-3 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①市民・事業者・市などあらゆる主体が自発的に協力して、環境保全活動を推進するような仕組みづくりを検討し、市民組織の支援・育成に努めます。			●
②地域住民や市民団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、その育成・支援に努めます。			●
③公共施設里親制度などにより、市民等による道路等における環境美化活動の支援を行います。			●
④リフレッシュ瀬戸内など瀬戸内海全域の海岸および海域でボランティア参加者とともに清掃活動を実施します。			●
⑤地球温暖化対策に資する国民運動「デコ活」等の国や県などが実施するキャンペーンの普及啓発を図るとともに、節電や再生可能エネルギーの利用促進など市民・事業者が気軽にできるライフスタイル・ビジネススタイルの取組を推進します。	●	●	●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

「デコ活」とは？

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動を展開中です。「デコ活」とは、「脱炭素につながる将来の豊かな暮らし」の国民運動の愛称として、2023年7月に決定しました。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

「脱炭素につながる将来の豊かな暮らし」の全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししていく「デコ活」です。



図 5-1 環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」国民運動

2.

【分野別の取組施策】「地球環境分野」カーボンニュートラル

基本目標 2. 気候変動・脱炭素まちづくり



・現状と課題

本市では、令和3年9月に、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。その後、令和6年3月に「坂出市地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネ・省資源化、再生可能エネルギーの導入促進などの「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害に対する「適応策」についても言及し、取組を進めています。

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度以降概ね減少傾向にあり、令和4年度時点で661千t-CO₂（平成25年度比約40%減少）であり、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするためには、更なる取組が必要になります。

中でも、産業部門の温室効果ガス排出構成割合が約60%、次いで運輸部門が約20%を占めていることから、産業、運輸部門における取組を推進強化していく必要があります。

市民アンケート調査結果では、気候変動（熱中症、農作物の品質低下、集中豪雨など）に関して約7割以上の市民が関心を抱いており、「使用しない部屋の消灯や冷蔵庫などの温度管理など節電に取り組んでいる」、「家具や日用品はできるだけ長く使い、電化製品等については省エネルギー型の製品を選択する」など省エネルギーに関する取組は約8～9割程度と進んでいる一方、「太陽光発電等の再生可能エネルギー、蓄電池の有効活用」、「電気自動車などの環境に配慮した車の購入」、「家屋の断熱性を向上させ、エネルギーの有効利用」などの取組については、約2～3割程度の方が取り組まれている状況です。

また、事業者アンケート調査結果では、環境問題や地球温暖化防止、気候変動適応策に取り組む必要性として、「環境問題の重要性」、「事業者の社会的責任の一つである」、「省エネルギーや資源のリサイクルはコスト削減になる」などを理由に取組を推進しており、節電や冷暖房の温度設定、廃棄物の分別回収、節水など約7割以上の事業者が取り組んでいる一方、太陽光などの自然エネルギーの利用や低公害車の導入などの取組については約1～2割程度の事業者が取り組んでいる状況です。

（1）地球温暖化防止対策の推進強化

本市の「坂出市地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比51%削減することを目標に、6つの「基本施策」と22の「施策の方向性」を示し、市民・事業者・市が連携・協働して取り組んでいきます。

表 5-4 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①「坂出市地球温暖化対策実行計画」の温室効果ガス削減に資する取組施策を普及啓発します。			●
②ライフスタイル・ワークスタイルの行動変容、省エネ機器や建物における脱炭素化の推進など脱炭素に繋がる省エネの取組を推進します。	●	●	●
③公共施設をはじめ住宅や事業所へ太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を導入します。	●	●	●
④エコドライブの推進、交通手段の転換、電気自動車等の次世代自動車の購入など「移動」における脱炭素化を推進します。	●	●	●

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
⑤市内港湾・臨海部において、港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備などカーボンニュートラルポートの形成を図ります。		●	●

(2) 気候変動による適応策

本市の「坂出市地球温暖化対策実行計画」では、気候変動適応法第12条に位置づけ、気候変動による適応策を掲げ対策を推進しています。将来予測される気候変動影響を「農業・林業・水産業」等7分野31項目について、必要な対策を計画的に推進することとしています。

表 5-5 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①「坂出市地球温暖化対策実行計画」の地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）について普及啓発します。			●
②農業・林業・水産業において、栽培管理や高温対策、適応品種の導入など、野菜、果樹等への対策について情報収集・対策の検討を行います。		●	●
③自然生態系において、生物多様性に関するデータの収集・整備など里地里山生態系の情報を提供・共有します。			●
④自然災害に備え、「坂出市地域防災計画」やハザードマップなどの内容について国や県等の関係機関と事前情報及び災害時の情報を共有化します。			●
⑤気象情報及び暑さ指数の提供や関連機関と連携した注意喚起の実施や学校での熱中症対策体制を構築します。			●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(3) オゾン層保護対策の推進強化

オゾン層保護対策として、前計画内容を踏襲し、以下の表のとおり、継続して取り組みます。

表 5-6 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①フロンの回収に協力するとともに、フロンなどを用いない機器の導入・普及に努めるなど、オゾン層破壊物質を使用する製品の製造・購入を可能な限り抑制します。	●	●	●
②関係機関と連携し、製造業におけるフロンなどの使用削減を働きかけます。			●
③上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。		●	

3. 【分野別の取組施策】《自然環境分野》ネイチャーポジティブ 基本目標3. 自然共生づくり



・現状と課題

本市は、豊かな自然環境を創造するため、河川清掃の実施、松くい虫被害防止対策として薬剤の散布、有害鳥獣の防止策として被害防止柵の設置補助など水辺環境、森林の保全、生物多様性の確保に努めてきました。

また、美しい景観を創造するため、緑化の推進や歴史的文化財を保護する取組を行ってきました。

しかし、市民アンケート調査結果では、地域の美化活動（一斉清掃や空き缶拾いなど）には約5割の方が「日常的に取り組んでいる」、あるいは「取り組んだことがある」と回答があった一方、川や海岸の美化活動、山林の保全活動、緑化活動や植樹活動、文化財や史跡などの文化財保護活動などの取組については、約1割未満の方しか取り組んでいない状況となっています。

生き物については、約8割以上の方がセミ、トンボ、チョウチョウなど市内で「見たり、鳴き声を聞いたことがある」と回答した方がいる一方、「以前と比べてかなり減少した」と回答した方が約4割以上います。

以上より、水辺環境の保全・創出、森林の保全・活用、生物多様性の確保など豊かな自然環境の創造を図るとともに、環境に配慮した都市景観の形成、緑化の推進、自然景観の保全、歴史・文化資源の保全など美しい景観の創造を図る必要があります。

(1) 豊かな自然環境の創造

美しい里地・里山・里海を保全し、自然の機能の活用が気候変動対策となり、ネイチャーポジティブにもつながることから、森林の保全、緑化の推進などを進めます。また、関連機関と連携し、藻場の再生・創出に努めます。

表 5-7 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①関係機関と連携しながら、親水性に配慮した護岸改修や水辺広場の整備など良好な水辺環境を保全・創出します。			●
②河川や海岸の清掃美化活動を促進します。	●	●	●
③水源の環境を保全するために、健全な森林育成を推進します。	●	●	
④森林を市民の憩いの場や自然体験の場として活用ができるように自然環境の保全に配慮し、森林整備や松くい虫被害防止対策に取り組めます。			●
⑤開発事業等にあたっては、関係法令に基づき環境影響評価（環境アセスメント）を実施するなど、環境への適切な配慮を事業者に働きかけます。			●
⑥多様な野生生物が生息できるように希少動植物の生息地や自生地など自然環境の保全に努めます。			●

⑦開発事業者へは、自然環境に配慮した工事への指導を行っていきます。公共事業において開発事業を行う際には、生息環境を分断しない配慮や、河川・ため池・農業用水路等で生息する生物に配慮した工法による保全など、自然環境への影響を最小限に抑えるように整備を進めます。			●
⑧市民との共働により、貴重な野生生物の生育に関する情報の収集に努めるとともに外来種に係る情報の収集と外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）の周知啓発に努めます。			●
⑨野生生物に関する正しい知識の普及と、保護意識の啓発を図るとともに、被害防止柵の設置等により有害鳥獣の防除を推進します。	●	●	●
⑩市民に潤いとやすらぎを与えてくれる良好な水辺環境の維持・再生に努め、水生生物を保護するとともに、人の手によって陸域と沿岸海域を一体的に総合管理することによって、物質循環機能が適切に保たれる豊かで多様な生態系と自然環境の保全に努めます。			●
⑪海域の環境悪化や気候変動に伴う生態系の変化に適応するため、重要稚仔放流事業や養殖漁業の支援等による資源管理型漁業を推進します。			●
⑫地域と藻場再生に向けた情報を共有し、人材の育成・確保に努めます。			●
⑬市民や観光客に対し、希少種を含めた野生動植物の採取を控えるように啓発し、保護意識の醸成を図ります。			●
⑭上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(2) 美しい景観の創造

周辺環境に配慮した都市景観を形成するとともに、都市緑化や市民の花壇づくりなど総合的な緑化を推進します。

表 5-8 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①市民の理解と協力を得ながら、建物や景観形成等の周辺環境に配慮した、美しいまち並みの形成を図ります。			●
②道路や橋梁等都市施設の整備にあたっては、その地区の個性に応じたまち並みを形成するようにデザイン等に配慮します。			●
③ランドマークとなる公共施設の整備にあたっては、周辺環境と調和するように施設デザインに配慮します。			●
④屋外広告物の制限等、美観の確保を図ります。		●	●
⑤光害について啓発し、星空を楽しむことができるような環境づくりに努めます。			●
⑥市民の環境美化意識の高揚を図るとともに、市民等による道路、公園等における環境美化活動の支援に努めます。	●	●	●
⑦都市緑化の総合的な推進を図るため、公園緑地の整備に努めます。			●
⑧都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、公共施設の緑化を推進します。			●
⑨商業地、事業所、工場等における敷地の緑化等を推進します。		●	
⑩生け垣化や沿道の花壇づくり、指定樹木の保全等に対して助成するなど、市民の自主的な緑化活動の支援に努めます。	●		●
⑪水と緑のネットワーク形成に努めます。			●
⑫法令や条例に基づく緑地の保全を継続して進めます。			●
⑬「緑のフェスティバル」、「花と緑のオータムフェア」などを通して緑化に対する市民意識の高揚を図り、市民・事業者・行政が一体となって花と緑あふれるまちづくりを進めます。	●	●	●
⑭市内に残存する樹林地、樹木等により形成される自然景観の保全を促進します。			●
⑮市街地周辺の山々は、四季の移り変わりを感じさせるように自然景観の形成に努めます。	●	●	●
⑯シンボルとなる歴史・文化資源の周辺を保全・整備することにより、貴重な資源を次世代へ継承するとともに、地域景観の向上を図ります。			●
⑰身近な歴史・文化資源の発掘に努め、情報提供することにより、歴史の感じられるまちづくりに努めます。			●
⑱都市計画道路などの街路樹等の整備を推進し、良好な沿道環境の形成に努めます。			●
⑲上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

4.

【分野別の取組施策】《資源循環分野》サーキュラーエコノミー

基本目標4. 資源が循環するまちづくり



・現状と課題

近年、本市における「ごみの総排出量」は、減少傾向にあり、「1人1日あたりのごみ排出量」も減少傾向にあります。

市民アンケート調査結果より、「ごみは必ず分別して出す」と回答した方が約9割、次いで「使い捨て商品をやめたり、詰め替え商品を選ぶ」と回答した方が約6割、「食材を必要な分だけ購入するなどの食品ロスの削減」、「牛乳パックやトレーなどはお店のリサイクルボックスに出す」と回答した方が約4割となっています。

今後は更なるごみの減量化・再資源化を徹底して取り組んでいく必要があります。

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

本市は、3Rを徹底して取り組んでいきます。主体別取組内容は以下の通りです。

表 5-9 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの必要性等について啓発等に努め、市民や事業者の意識の高揚を図ります。			●
②リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内のごみ回収の充実を図ります。			●
③ごみや資源物の分別・回収方法などについて、冊子、ポスターの配布や市政出前講座等を通じて周知するとともに、ごみ分別促進アプリを活用するなど適切な情報を提供します。			●
④食品ロスの削減に関係部局と連携して取り組むとともに、やむを得ず発生する生ごみについてはコンポスト（生ごみ処理容器）等による資源化を促進します。	●	●	●
⑤容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。			●
⑥プラスチック資源の有効利用等、さらなる資源化意識の向上とプラスチックごみ減量の促進に努めます。	●	●	●
⑦坂出市社会福祉協議会が実施しているフードバンク活動に参画し、住民参加型の地域づくりに努めます。また、各種団体の取り組むフードドライブ活動を支援します。	●	●	●
⑧節水の工夫や雨水利用施設の導入により、水利用の適正化や水資源の有効利用に努めます。	●	●	●
⑨上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

フードバンクとは？

フードバンクとは、まだ安全に食べられるにもかかわらず、さまざまな理由で一般の流通で販売できなくなった食品を寄付していただき、支援を必要とする施設・団体・世帯に無償で提供する活動です。食品ロスを削減するとともに、生活に困窮する世帯へ食料を届けるための「食の社会インフラ」であると言えます。

坂出市社会福祉協議会（社協）では、平成26年から家庭や企業で余っている品質に問題のない食品を地域の皆様や企業等からご寄付いただき、生活に困窮している方に必要な食品をお渡しする活動（フードバンク活動）に取り組んでいます。経済的に困っている方を支えるとともに、住民参加型の地域づくりをめざしています。

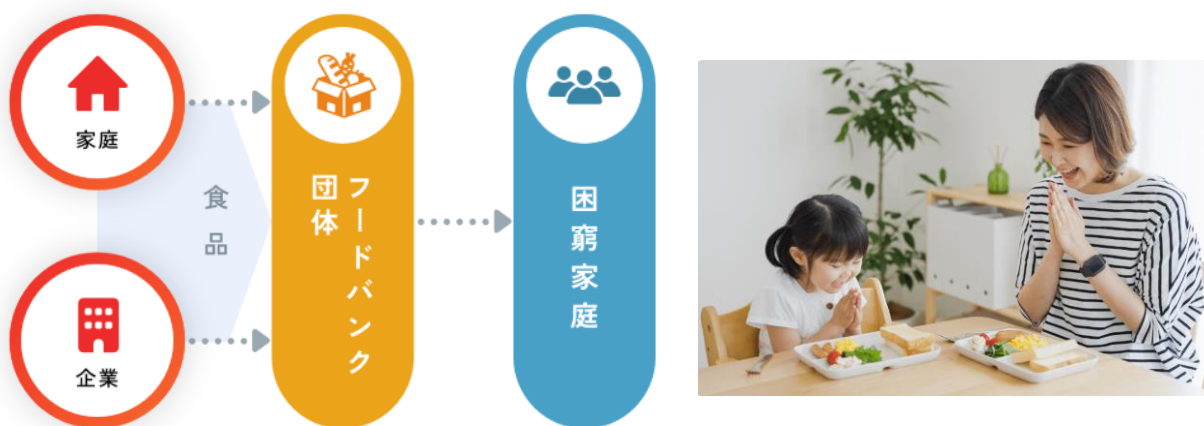


図 5-2 フードバンクの仕組み（全国フードバンク推進協議会HPより）

（２）廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理については、以下の通りとなります。

表 5-10 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①環境美化を促進し、公共の場所や他人の所有地にごみを捨てたり、散乱しないように指導・徹底を図ります。			●
②廃棄物の適正処理を促進します。			●
③廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、「坂出市一般廃棄物処理基本計画」に基づき計画的、広域的な取組を進めます。			●
④上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

5.

【分野別の取組施策】《生活環境分野》公害・汚染の防止

基本目標5. 快適な生活環境の確保



・現状と課題

大気質、河川水質などの生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、工場や事業所などからの排水などの排出規制を継続する必要があります。

健康に過ごすことができる生活環境に被害が生じないように、公害関係法令に基づき、大気、水などの環境が良好な状態になるよう努めます。大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。

また、市民アンケート調査結果では、生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法投棄、ペットの糞尿などの苦情等の意見から快適な生活環境を維持するための対策が必要です。

(1) 大気汚染の防止

本市における大気汚染の防止策は以下の通りです。

表 5-11 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①大気の状態を正しく把握することで公害防止につなげるよう、大気測定を継続して実施し、光化学オキシダント等による大気汚染が著しく悪化した場合は、「香川県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、予報等を発令し市民に周知を行います。ダイオキシン類については関係機関と連携し、必要に応じて調査を実施します。また、法令や条例の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。			●
②大気汚染物質の発生源となっている工場等に対して、ボイラーや廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の適切な設置、維持管理を行うよう関係機関と連携し、指導および監視を行います。			●
③ごみ焼却場等の計画的な維持管理を行い、ダイオキシン類の発生を抑制し、再使用や再生利用のできないごみについては飛散などしないように適切に処理します。また、老朽化した設備、機器等の更新や改良を実施し、高性能化や省エネ化により二酸化炭素排出量の削減を図ります。			●
④市内の建築物に使用されているアスベストの状況を把握し、適正な処理を行うとともに、建物の取り壊しや改修時の飛散防止を徹底します。		●	●
⑤基準を満たさない焼却炉の使用や野焼きの禁止について、市民に広く啓発・指導します。	●		●
⑥道路等を整備することによって、渋滞を緩和し、自動車が適正な速度で走行できるように努めます。これにより、排気ガスや二酸化炭素の発生抑制を図ります。			●
⑦電気自動車やハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車等排気ガスの少ないエコカーの購入や使用を推進します。	●	●	●

⑧「坂出市立地適正化計画」および「坂出市地域公共交通計画」に基づき、まちなかの交通利便性を向上させるとともに各地域とまちなかを結ぶ公共交通結節機能を強化するなど交通利便性の向上を図ることで、自家用車に頼らないライフスタイルを推進し、温室効果ガスの排出削減に努めます。			●
⑨通勤や買い物はできるだけ自転車や公共交通機関を利用して自家用車の使用を控え走行中はエコドライブ等に努めるなど、一人ひとりが以下のようなライフスタイルの見直しに積極的に取り組んでいくことを求めます。	●	●	●
⑩樹木は汚染物質の吸収・吸着機能を有します。樹木の大気浄化・拡散効果を利用して「環境施設帯」等の整備を検討し、沿道の環境対策を推進していきます。			●
⑪上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(2) 悪臭の防止

本市における悪臭の防止策は以下の通りです。

表 5-12 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①市民からの苦情等に迅速に対応し、発生源の特定と実態把握に努めます。			●
②悪臭の発生源となっている事業所等に対して、適切な監視と指導を行い、悪臭公害の防止を図ります。			●
③上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(3) 水質汚濁防止

本市における水質汚濁防止策は以下の通りです。

表 5-13 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①河川、海域の定期的な水質検査を実施し、水質を監視します。ダイオキシン類、有機塩素系溶剤等については、関係機関と協議し、必要な調査を行います。また、法令に基づく水質汚濁物質の総量規制や監視・指導を進めていくだけでなく、法令の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。			●
②工場等の排水については、関係機関と連携し、法令を遵守するよう適切な監視、指導を行います。また、下水道の整備や浄化槽の設置の促進、家庭での水質浄化等、生活排水対策を推進します。			●
③農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）の普及に努め、農地から流れ出る肥料成分や農薬を抑制します。また、畜産施設については、糞尿の堆肥化などの対策を講じるとともに、畜舎の適正管			●

理を進めます。			
④市民、事業者等の参加と協力を得て、河川や海岸を清掃します。	●	●	●
⑤上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(4) 地盤環境の保全

本市における地盤環境の保全策は以下の通りです。

表 5-14 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①地下水の水質検査等を行い、汚染状況を把握します。			●
②関係機関と連携し、工場等の有害物質の使用や保管、排水などを適正に行うように監視、指導を行い、有害物質の地下への浸透を防止します。			●
③地下水のかん養につながる雨水貯留タンクなどの普及を図ります。			●
④廃棄物最終処分場周辺から出る地下水については、定期的に水質を検査する等、実態把握を行います。			●
⑤上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(5) 土壌汚染の防止

本市における土壌汚染の防止策は以下の通りです。

表 5-15 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①ダイオキシン類、有機塩素系溶剤や鉛等の汚染物質による環境への影響については、関係機関と協議し、必要な調査を実施するなど、土壌汚染の実態把握に努めます。			●
②関係機関と連携し、工場等に対して有害物質を地下浸透させることのないように指導を徹底し、土壌汚染の防止を図ります。			●
③法令や条例に基づく土壌汚染物質の監視・指導を進めていくだけでなく、規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。			●
④土壌を保全するため、農業における化学肥料から有機肥料への転換および農薬使用量の低減を促進します。		●	●
⑤土壌および地下水の汚染を防止するため、有害化学物質の使用場所および保管場所周辺の実態把握に努めます。			●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(6) 騒音・振動対策

本市における騒音・振動対策は以下の通りです。

表 5-16 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①騒音・振動の実態を正しく把握するため、測定調査の充実を図ります。			●
②騒音・振動の発生源となっている工場等に対して、機械設備の適切な維持管理等の対策を行うように監視と指導を行います。			●
③工場等の新築・増築の建築確認申請および機械の増設時等に、騒音・振動の影響が危惧される場所には、計画の段階で対策を行うように指導します。			●
④特定建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な監視と指導を行います。			●
⑤生活騒音の防止を図るため、運転マナー等の啓発活動を行い、騒音防止に配慮した生活を心がけるよう市民意識の向上を図ります。			●
⑥徒歩や自転車、公共交通機関等の利用を促進し、自動車交通総量の抑制に努め、交通騒音や振動の防止を図ります。			●
⑦高速道路や幹線道路などでは、植樹帯や遮音壁の整備などの環境保全対策を進め、環境に配慮した道路整備を進めます。			●
⑧上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(7) 酸性雨対策の推進強化

酸性雨対策として、前計画内容を踏襲し、以下の表のとおり、継続して取り組みます。

表 5-17 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①酸性雨の実態調査の充実や、酸性雨発生の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制対策を推進するように関係機関に働きかけます。			●
②酸性雨の実態を把握するため、雨水のモニタリング調査を実施します。			●
③上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(8) モラル・マナーの向上

生活環境を損ねるごみのポイ捨て、不法投棄などが発生しており対策が必要です。また、ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。

表 5-18 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①不法投棄のパトロール・看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止に取り組みます。			●
②飼い犬登録、狂犬病予防注射接種を行います。	●		
③犬糞は飼い主が持ち帰ります。	●		
④ペットの適正飼養に努めます。	●		
⑤市と協力して飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。		●	●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	